

令和7年度「県政ガイド」冊子及び電子版制作業務委託仕様書

1 委託業務名 令和7年度「県政ガイド」冊子及び電子版制作業務

2 事業の目的

現在の県政の動きを県内外に分かりやすく紹介し、県の取組への理解を進める。

3 「県政ガイド」の概要

(1) 表題 「佐賀さいこうビジョン 2025」

(2) 基本コンセプト

ア 佐賀県が今どんなことに取り組んでいるのかを知りたいという人がガイドとして活用し、県の行政への関心を高められるもの

イ 読み手が興味を持ち、「読み物」として楽しむことで佐賀県を知ってもらうきっかけになるもの

ウ 「さがすたいる」に基づいて幅広い読み手に配慮した、読みやすく、分かりやすいもの

(3) 配布先（予定）県主催イベント出席者、公共施設など

(4) 体裁 A4判横書き、オールカラー、左綴じ、24 ページ（表紙・裏表紙を含む）

4 履行期間 契約締結の日から令和7年8月29日（金）まで

5 委託業務の内容

冊子及び電子版の制作に関する業務

(1) イラストの作成

(2) レイアウトの作成

(3) 紙面の編集、修正

(4) 冊子の印刷、製本

(5) 電子版の公開（県のホームページ以外で公開する場合）

(6) 各種データの納品、県が指定する業者への転送（必要な場合）

(7) 運営進行管理

6 納品について

成果品として次の（１）を令和７年７月３１日（木）までに、（２）～（３）を令和７年８月２９日（金）までに、また５（５）の業務を行った場合には（４）を令和７年８月２９日（金）までに納品することとする。ただし、データについては県が指定する形式で納品する。また、協議の上、県が指定する業者へのデータの転送を委託する場合がある。

（１）紙面の文字データ

（２）冊子

（３）紙面のデータ（PDF ファイルを含む）

（４）電子版公開用サイトの URL（県のホームページ以外で公開する場合）

※ 電子版の掲載先については、別途協議の上決定する。

7 委託料の支払い 完了払

8 留意事項

- ・ 令和７年度県政ガイド「佐賀さいこうビジョン 2025」の著作権は県に帰属する。ただし、その紙面を二次利用する場合は、別途委託業者と協議する。
- ・ 第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・ 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- ・ 業務の実施にあたっては、県の指示に従い、必要な修正や報告等を行うとともに、県と十分に連携して進めること。
- ・ 委託料には、業務の遂行に係る諸経費が含まれる。